

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
の翌日は、
その翌日)

目 次

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更(〃)

保安林の指定予定について(森林保全課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

◇正 誤 平成四年五月鳥取県告示第四百九十号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百二十五号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年九月十日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

指定番号	種 別	題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	類 別
4882	雑誌その他の の刊行物	牡丹の女	雑誌 AW-83	表示された発 行所名
4883	〃	恋遊び	雑誌 AW-87	フスコット出版
4884	〃	唾液大地	雑誌 AW-88	フスコット出版
4885	〃	閃え濡れ	雑誌 AW-89	フスコット出版
4886	〃	サマーギヤル	雑誌 AW-90	フスコット出版
4887	〃	ジュリアナ	ISBN-06 -2532- BW100	MASCOT. プロ
4888	〃	凄いい女たち	0.31	北陽出版
4889	〃	奥まで愛して	0.32	北陽出版
4890	〃	激写通信 10月号	なし	三共図書出版社

4891	"	マスケットノート 5月号	雑誌コー ド083 45-5	（株）大洋書房
4892	"	おぶないエソジナル	ISBN 4-88532 -281-2	（株）コスミックイン ターナショナル
4893	"	サイコロのデート日記	ISBN 4-7659- 0377-X	株式会社久保書店
4894	"	にゃんにゃんドリーム	ISBN 4-8296- 7256-0	フランス書院
4895	"	極めてかもしだ 1 立志篇	ISBN 4-8296- 7255-2	フランス書院
4896	"	COMIC Beat 9月号	雑誌コー ド138 95-9	（株）東京三世社
4897	"	COMIC SHAKE 9	雑誌 1378 1-9	（株）東京三世社
4898	"	COMIC Bunny 1993 Vol.7	雑誌 1374 8-10	（株）司書房
4899	"	アリスの城 Volume. 2	雑誌 1866 4-9	（株）白夜書房
4900	録画テープ	触感姓奴	REX- 73	株式会社リンクス

鳥取県告示第七百二十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成五年九月十日				鳥取県知事 西 尾 邑 次
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日		
森医院	八頭郡河原町大字曳田一一七 一一	平成五年九月二日		
都出薬局	米子市道笑町二丁目一〇八	"		
三愛薬局	気高郡青谷町大字青谷四〇七 七一一四	"		
薬局山本	米子市河岡五八二の二	"		
有限会社こやま 薬局東支店	鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一一〇	"		
薬局レセータ	米子市両三柳二五一一八	"		
島田産業有限会 社米子店	米子市東倉吉町六四	"		
医療法人社団松 田医院	日野郡日野町根雨二二九	"		
つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目三三一二 三	"		
法橋薬局	米子市明治町二〇一	"		
医療法人社団よ しだ内科医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八 一一	"		
もつら眼科医 院	鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一一七	"		

須山医院

米子市石井一〇七八

〃

鳥取県告示第七百二十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成五年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
佐々木医院	八頭郡河原町大字中井二六二 一五	平成五年五月十三日
伊達外科医院	鳥取市永楽温泉町三〇二	平成五年五月二十四日
松田医院	日野郡日野町根雨二二九	平成五年九月一日
よしだ内科医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八 一	〃

鳥取県告示第七百二十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

平成五年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
境港市上道町 一九九〇 渡部整形外科 医院	名 称	渡部外科医院	渡部整形外科医院	平成五年七月 二日
八頭郡智頭町 大字智頭一五 三四一 ちず薬局	所在地	八頭郡智頭町大字 智頭一六四二	八頭郡智頭町大字 智頭一五三四一	平成五年五月 二十日

鳥取県告示第七百二十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡福部村大字左近字空山一〇三六の一、一〇三七、一四四三の一、字木戸口一四五二の三

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植採の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字東小鹿字大谷平一二五三の一（次の図に示す部分に限る。）、大字木地山字人形山一〇〇九の一六、一〇〇九の一七、

字狼谷奥九〇四の一三

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字倉谷字牛御谷一二九四・一二九八の一・一二九九の一・一三〇〇・一三〇一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字菅谷一九二〇、米子市陽田町一〇〇の一、

一三三、一四七、一五五、一五七、一五八の一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

北條町

二 事業の種類

北条海浜広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡北条町大字国坂字灘際及び字田井境、大字田井

字灘濱並びに大字弓原字灘際及び字灘山内地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯郡北条町大字土下一二 北條町役場

鳥取県告示第七百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)防則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年五月二十日 鳥取県指令受倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市秋喜字井手添

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市泉田三三九一

株式会社キセキ東中国

代表取締役 大西栄一

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申請をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年9月24日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成5年9月10日

鳥取県大規模小売店舗審議公会長 田 中 篤 篤

○法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
株式会社日光ストアー
鳥取市立川町二丁目325
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
日光ストアー安長店
鳥取市安長112-3
- 3 現在の店舗面積
499㎡
- 4 増加しようとする店舗面積

1,000㎡

5 店舗面積を増加する日
平成6年2月7日

正 誤

平成四年五月鳥取県告示第四百九十号（保安林の指定予定について）中の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
四	下	後ろから六	大字中	大字中字山王谷